



修

1

10・30 子どもたちに平和を、核兵器を考える江戸川法廷

被爆者代理人 A 基本的要求を堂々と落着いて述べる。(中年?)

〃 B (女) 被爆者の心情を切々と訴える。

〃 C 被爆^(者)のいかりを代弁して、政府代理人を追及する。(青年)

政府代理人 A 政府の主張を正論風に落着いて述べる。(中年)

〃 B 元氣よく虚勢を張るが、ときに馬脚をあらわす。(青年)

開
会
後
援
を
兼
ね
た
被
爆
者
代
表
者
(
浄
園
)
の
発
言

皆 知 な た く 返 被 多 爆 私
様 本 っ 世 ち る し 私 害 呼 数 者 の は、
方 日 て 界 自 た て た 者 が お 浄 江
の の い を 身 め は ち の か 運 園 ヲ
ゴ ニ る 滅 と に な 被 会 け び 川
協 の か ぼ 次 命 ら 爆 の 人 下 ゴ 区
力 法 り す の を め 者 代 の 一 さ ざ の
に 廷 で も 世 か と は、 表 人 い い 西
よ は、 す の 代 け 願 二 者 と と ま ま 瑞
っ 江 ぐ あ 担 お 核 度 と し て、 て、
て 戸 ー ー ー 核 毎 あ の 一 言 た 江 御 は、
開 川 区 二 子 ま 器 の 言 江 厚 本 住
か 区 に と ど す の 生 ろ 江 御 本 日 人
れ 住 を、 も ない き 江 御 申 上 ま 被
る 住 を、 自 た 核 い 地 挨 戸 礼 お お
ニ み、 分 ち 兵 世 獄 拶 川 申 上 ま い 中
と 働 き、 の の 器 界 を 致 込 原 ま い 被
に な 学 体 平 が、 を く ま 原 爆 中 被
り ぶ で 和 私 っ り す。 爆 す。 中 被

た 和 ま 自 た の そ 護 て、 の ま
し を そ す 分 う ど 法 し 法 皆 だ し
ま ! れ 。 に え う 延 て を さ す た
す 。 核 け 何 が 考 、 か 皆 の さ 求 自 参 で
。 兵 け 、 で え さ ん し 身 加 す
器 を た き を ん 自 て に、 さ か
考 だ る ま 自 身 い 私 れ た 皆
え い か と 身 に、 核 の ち す 様
る ま を 考 、 事 兵 か 被 べ 一
江 よ 考 え 何 実 を 兵 を よ 者 の ひ
戸 り て を を を 裁 い 考 な が り
川 っ 頂 き た ら 確 て え ぜ 裁 が
法 子 頂 き た ら 確 て え ぜ 裁 が
延 ば 頂 き た ら 確 て え ぜ 裁 が
し も た い よ か 頂 て 被 判 審
を た い と い め 頂 て 被 爆 者 援
開 ち と 思 の ら れ め 、 援 し な
延 に 思 の ら れ め 、 援 し な
い 平 い か、 れ め 、 援 し な

1 審判長

これより「核兵器を考える江戸川法廷」を開廷いたします。この法廷は、江戸川区に住み、働き、学ぶ皆様方の努力によって開かれることになりました。ですから、皆様一人ひとりも審判員なのです。参加されたすべての人たちが裁判官として、自ら考え皆さん自らが核兵器を裁くための法廷なのです。

どうか皆さん自身が、事実をよく確かめられたうえ、考えをまとめ、何をしたらよいのか、自分に何ができるかを考えて頂きたいと思います。

(審判長、審判員 各自自己紹介?)

それでは、これから審理を始めます。最初に、被爆者たちが、この法廷に何を求め、何を訴えようとしているのか、まずその結論部分を、被爆者代理人から述べて下さい。

2 被爆者代理人A

はい。皆さんも御記憶のとおり、昭和二〇年八月、広

島、長崎に原爆が投下されました。

あれから四〇年経った今もなお被爆者の苦しみは続いております。しかし政府は、戦後十数年間もの間被爆者を放置してきたのです。十数年たってやっと「原爆医療法」を、さらに十年後に「特別措置法」を、と言わゆる原爆二法を制定したのですが、その中味はまことにおそまつと言わざるを得ません。

そこには、大きな被害をうみだした戦争に対する国の責任も、戦争否定の立場に立った国家補償の精神も見あたりません。そこで被爆者は政府に対し次の三つのことを要求します。

第一に、政府は非核三原則を厳守し、核兵器につながる一切の設備を廃除し、核艦船、航空機の寄港・飛来を拒否せよ。

第二に、政府は、すべての核兵器保有国に対し、核兵器を廃棄するよう申し入れ、そのために努力せよ。

最後に、政府は、ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめて、国の責任はなにも国家補償に基づいた「被

戦争を認め

3 審判長

爆者援護法」を直ちに制定せよ。以上です。

被爆者代理人におたずねしますが、その「被爆者援護法」というのは、具体的には、どんな内容のものですか？

4 被爆者代理人 A

はい、おたえします。これは、戦前から戦後に結成された日本原水爆被害者団体協議会（被団協）がまとめたものです。

では内容を申しあげます。

第一に、原爆死没者の遺族に弔慰金と遺族年金を支給する。

第二に、被爆者の健康管理と治療・療養を全て国の責任でおこなう。

第三に、被爆者全員に被爆者年金を支給する。障害をもつ者には加算する。

以上です。政府はこれをすみやかに実行して下さい。

5 審判長

では、政府代理人、ただいまの要求に応じられるかどうか、こたえ下さい。

6 政府代理人 A

はい。「非核三原則」は要求されるまでもなく、政府は遵守しております。

第三核兵器は、政府も好ましいものとは考えておりませんが、世界の情勢は複雑ですから、わが国の安全を計るためには、西側諸国、特にアメリカとの協調路線をとっているのです。

第三の被爆者援護法の件につきましては、昭和三二年に原爆医療法を、昭和四三年に特別措置法を制定いたしました。必要な救済を行っております。その要求には応じられません。

7 審判長

原爆三法があるから、被爆者援護法の要求には応じられない、ということですか。

8 政府代理人 A

はい。

87 被爆者代理人 B

108 政府代理人 A

119 被爆者代理人 B

1210 政府代理人 A

11, 12, 下段

13 被爆者代理人 B

原爆二法で被爆者対策は充分だというわけですか。

はい。そうです。

あなたがたは、何を根拠にして、そんなことを言うのですか？

はい。昭和五五年に

おこたえします。政府は、原爆被爆者対策基本問題懇談会というものを開きまして、日本最高の学識経験者にお集りいただき、御意見を伺ったところ、「原爆二法は給付的であり、援

護をあまり必要としない被爆者にまで対策がゆきすぎている」と指摘されたこととお判り頂けると思いますが、

この問題が

それではおたずねいたしますが、その原爆二法によってですね、認定を受けた被爆者は何名ですか？

(政府代理人 A、政府代理人 B に相談している。)

11 被爆者代理人 B

よくも、そんなことが言えますね。あなたたちは被爆者の実態を、ご存知なんですか。

12 政府代理人 B

のと通りのことは、存じ上げています。

14 審判長

15 政府代理人 B

16 被爆者代理人 B

17 政府代理人 B

18 被爆者代理人 B

19 政府代理人 B

政府代理人、おこたえ下さい。

たしか、三七〇〇名にのぼるかと思います。

昭和五八年まで

そのとおり、三七〇〇名ですね。現在被爆者は三七万人いるんですよ。たったの一パーセントじゃないですか。

なるほど、そういう計算になりますかなー。

(どなる) もっと誠意をもってこたえて下さい。

ごりかひとつ、冷静にお願いいたします。ただいま一パーセントとおっしゃられましたけれども、数字だけで片づけてしまうのはいかかと思えます。そこで、政府が被爆者の問題にいかに関心をもち、真剣に取り組んでいるかをお話ししたいと思います。例えば、保健手当なども出していますし……

20 被爆者代理人 **C**

何を言っているんですか。 わずかばかりの保健手当ですら受けとれる人はたったの七・八パーセントしかないんですよ。

21 審判長

ちょっと、お待ち下さい。政府代理人の発言中です。

22 政府代理人 **B**

おそれいます。えー、広島、長崎に投下された原爆は、恐るべき威力を発揮し、まさに、想像を絶する地獄をつくりだしました。ただ、この戦争というものは、非常事態でありまして、全ての国民がなんらかの被害を被っているんです。しかし、なかでも原爆被害に対してはですね、放射線作用などで白血病、あるいは甲状腺ガン等の障害に悩まされている方もおるので、その対策を講じてまいったのです。

23 政府代理人 **A**

百歩つけ加えますと、被爆者手帳をお持ちになれば、医者には無料でかかれます。また、先程、そちらのかたがおっしゃられた保健手当のほかに健康管理手当も支給され

24 被爆者代理人 **B**

ております。

しかし現実はどうでしょうか。被爆手帳と言ってもですね、それをもらうには証人が二人必要なんですよ。家も焼かれ、家族もめちゃくちゃになって、東京へ来てですよ、原爆症とたたかって夢中で生きてきて二〇年近くたって、証人探すなんてそれだけで大変ですね、これは。

25 被爆者代理人 **C**

しかも、被爆者手帳は医療保険とセットでなければ使えないし、治療を受けられるのは国立病院か都立病院、それと数少ない原爆指定病院だけなんです。個人開業医とか、近くの町病院では手続きが複雑で難しいのです。被爆者には高齢で病院に通うだけでも大変なんです。

さらに、現代医学でも人体に対する原爆の影響ははっきりしていません。だからどういう症状が現われるかわからない。それなのに病名をいくつかあげてそれ以外は認めないという制限まで加えている冷たい仕打ちです。

江戸川在住の被爆者たちも年々老齢化しつつあり、毎年二、三人の方がなくなっておりますが、殆どの方の死因がガンです。それなのに現在の定期検診にはガン検診が入っていないのも、全くひどい話です。

健康管理手当についてつけ加えますと、病名で制限されたうえに、医師が原爆症と認めなければ支給されません。原爆症はまだ医学的に解明されつくしていないのに医師に判断を任せっぱなしにしている。このことがどんなに被爆者を苦しめているか、無責任な話ではありませんか。

社会での差別というのも、いまだにあるんです。被爆者手帳をもっていると就職に不利だとかね。

いわれなき社会差別、結婚、出産にともなう苦しみ、健康な人のように仕事を続けられない身体、転々と職を変える、不安定な生活。その他いろんな苦しみを背負って被爆者はきょうまで生きてきたのです。

家族を原爆でなくしてね、その家族の死体すらわからない——そういう人たちに国はなんにもしてないじゃないですか。

審判長、ならびに審判員のみなさん。この江戸川区には、二百数十人の被爆者の方々が住んでおられます。四年前に、その被爆者たちが中心となって、葛西の滝野公園に「原爆犠牲者追悼碑」を建立しました。そして、毎年その碑の前で追悼式を行って、被爆者とその体験を区民たちに語ってまいりました。その証言を集めた本がここにあります。『鳩になって』という「江戸川被爆者の証言」^{（第一集）}「江戸川被爆者の証言第二集」です。

私たちは、この二冊の江戸川被爆者たちの証言集を、証拠として、この法廷に提出いたします。

私たちは、この法廷に参加するにあたって、聞きとりというかたちで、この江戸川区に住んでおられる被爆者の方々に直接お話を伺ってきました。

30 審判長

31 証人

32 被爆者代理人 ~~QA~~

33 審判長

そして、本日この法廷に大勢の被爆者の方々が出席しております。その被爆者たちの代表として、ヒロシマ被爆者一名、ナガサキ被爆者一名の生の証言を聞いて頂きたいと思います。

最初に、ヒロシマで被爆され、現在西瑞江に住んでおられる田部光子さん ~~を証人として申請いたします。~~ ~~をお願いいたします。~~

田部光子さん、証言台へどうぞ。

田部光子の証言 (一〇分―一五分)

それでは、次にナガサキで被爆され、現在一之江に住んでおられる堤久吉さん ~~を証人として申請~~ ~~をお願いいたします。~~ 堤さんは、江戸川区原爆被害者の会である親江会の事務局長をしておられます。

堤久吉さん、証言台へどうぞ。

34 証人

35 被爆者代理人 ~~AC~~

36 政府代理人 A

堤久吉の証言 (一五分)

政府代理人！ あなたたちも今の証言をお聞きになったでしょう。それでも、被爆者たちの要求が不当だと言うのですか。

私たちも血の通った人間です。原爆被害が悲惨きわまらないものであったこと、被爆者の方々の苦しみはよく分ります。

しかし、あの戦争では全ての国民が被害を被っているのです。それでも、わが国は、国民の一人一人がそうした戦争による犠牲をのりこえて今日の平和と安定を築きあげてきたんです。戦災者の方々には等しく耐え忍んでいただいております。被爆者だけにかたよるといっているのかかと思えます。政府では、それでも原爆被害は特殊だという認識のうえで国民的合意の得られる範囲で援護しておるんです。

皆さんが言われるところですね、援護法ですか、そ

37 被爆者代理人 AC

れによって被爆者に対してのみつぐないをせよというのは、かえって、国民のあいだにあらたな不公平感を生むことになるんじゃないでしょうか。

いふまでもなく、おなじくは

国民は等しく戦争被害を耐え忍べとおっしゃっているようですが、それなら何故政府は軍人、軍属には補償を行っているのですか。遺族年金などちゃんと国家補償に基づく支給をしているじゃありませんか。

38 政府代理人 B

それは、国の命令で戦闘に参加、協力して頂いたからです。被爆者をはじめ一般の被害者の方々と同じではありません。

39 被爆者代理人 C

軍人の戦争被害と一般市民の戦争被害とは、どこが違うんですか？ 国をあげての戦争だと言いながら、軍人、軍属だけに補償するというのは、それ自体矛盾じゃないませんか？ 答えて下さい。

40 政府代理人 AB

矛盾はしておりませんでしょう。国が命令し戦闘に参加していただいたんですよ。一般の方々とは違う特殊な事情があるんです。

41 被爆者代理人 C

戦闘に参加していない一般市民が殺されたり、被害を受ける方がよっぽど特殊じゃないんですか？

子どもや赤坊まで

42 政府代理人 B

それは見解の相異です、あなた。軍人には国をあげての戦争に、軍人には

43 被爆者代理人 AC

国をあげてって言いますけれどね、戦争遂行への思想統制をやって、戦争に反対する人間を誰かれ構わず牢屋に入れて、国民に何も言わせなくしておいて、戦争をすすめたんじゃないですか。ちょっと勝手すぎやしませんか。

44 政府代理人 B

勝手とはなんですか。お国のために忠実に闘い死んでいった人に報いなければ、これから国家の防衛に身を捧

Bume

45 被爆者代理人 ~~RC~~

げてくれる人なんかいなくなりますよ。

46 政府代理人 B

それが政府の本音でしょう。中曽根首相が大臣をひき連れて靖国神社公式参拝を強行するのも、~~押し寄せる~~ 政府はふたたび国家のために命を捧げることを国民に要求し はいめているからではないのですか。 それはとんでもない誤解です。

47 審判長

双方とも、ちょっとお待ち下さい。~~さきほどの~~ 戦 戦争責任の問題について双方の意見を明らかにして頂きたいと思ひます。

48 政府代理人 A

では、政府代理人の方からどうぞ。
国が 先程から 責任をとれとおっしゃられておりますが、ちよつと理解しにくいのでございますが。

49 審判長

それでは、被爆者代理人。

50 被爆者代理人 C

あれほど強引に思想統制をしたうえで国がおこした戦争に、市民が巻きこまれ、無差別爆撃というかたちで未曾有の死者、被害者をだした東京大空襲や沖縄を想いおこしてごらんなさい。そして、世界ではじめての原爆投下。あの戦争の苦しみは今も続いているんですよ。その責任を国がとらなくてどこがとるんですか。理解しにくいとは何ですか！

51 政府代理人 ~~RA~~

国がはじめた戦争だから国が責任をとって損害賠償をすべきだという主張のようですが、戦争は国家の非常事態でありまして、市民一人ひとりがその被害の救済を求めるといふようなことはできないものと思ひます。

52 被爆者代理人 A

審判長、もうすこし責任問題について明確にしていきたいと思ひますが、よろしいでしょうか？

53 審判長

ええ、どうぞ、お続け下さい。

54 被爆者代理人 A

原爆投下は国際法に違反していると考えますが、政府はどのようにお考えですか？

55 政府代理人 B

アメリカが原爆投下したとき、^{明か}明かしたとき、^{原爆}原爆の使用を禁止する^{明か}明かした国際条約はございませんでしたので、政府といたしましては国際法に違反したとは考えておりません。

56 被爆者代理人 ~~AC~~

それは、^{キベンだ！}明らかに誤りです。原爆は残虐な兵器の使用などを禁止している。^{ハグ}ハグ国際条約^{これ}にはっきりと違反している。政府は、原爆が残虐な兵器ではない、とでも言うおつもりですか……。

57 政府代理人 ~~AB~~

いやいや、そんなことは毛頭ございません。

58 被爆者代理人 A

そうでしょう。政府は、原爆が投下された直後にアメリカに~~スイス~~スイス政府を通じて抗議電報を送っていますね、スイス政府を通じて。その電報の内容は、「アメリカの

59 政府代理人 A

原爆投下は、国際法に違反する」というものでしたね。違いますか？

そのように記憶します。

60 被爆者代理人 C

どうして違反していないなんて言ったんですか？

61 政府代理人 A

当時アメリカは戦争相手でしたからねえ。そのように強いことを言ったかも知れません。今日とは事情が異っておるわけでしょう。

62 被爆者代理人 C

無責任なことを言うんじゃないですよ。原爆は明らかに国際法に違反している。ですから被害を受けた市民は、当然、アメリカにその損害賠償を請求できるんです。にも拘らず政府は、その賠償請求権を放棄したんじゃないですか。あのサンフランシスコ条約で。

63 被爆者代理人 A

この点からみても政府は、被爆者に対して償いをすべき、

責任があることは明白です。はありませんか。

しかし、当時とは情勢がまったく違っているのです。ございます。それをぬきにしては議論になりませんね。

国際法違反だという大事な問題を追求しないで、その時々で態度をかえる、そういう姿勢がですね、被爆者を苦しめているんですよ。

被爆者は地獄のような状況からぬけでて、戦後四〇年間、大変な想いで生きてきたんです。そうして、自らの体験を通して「二度と再び被爆者はつくるな」と訴えている。その声があなただけには聞こえないのですか。

政府代理人は、先ほど自分たちにも被爆者の苦しみはよく分ると言っていました。が、被爆被害の実相を究明する実態調査すら、四〇年間まともにやろうとしないではありません。中曽根首相が広島を訪れて、「病は氣から」と言ったことに、被爆者たちは、核兵器のほんとうのおそろしさを、国民の目からいっています。

から隠そうとしているのではありませんか。

審判長！ この法廷に、広島の陸軍病院に勤務しておられて被爆し、被爆者たちの治療に当った医師肥田舜太郎先生が出廷しておられます。肥田先生は、現在被団協の中央相談室長をしておられ、被爆者^者とともに生きてこられた方です。

た方です。
ここで、肥田先生の証言をお願いします。

肥田先生、証言台へどうぞ。

肥田舜太郎の証言 (二〇分)

ただ今の肥田先生の証言によって、「ふたたび被爆者をつくるな」という基本要求の正しいことが立証されました。

それなのに、政府は戦争被害の補償や国民に対する福祉は形だけにしておいて、一機一〇〇億円以上もする戦

71 政府代理人 B

闘機を買いすすめる。防衛費をどんどんつり上げて一パーセント枠を撤廃しようとしている。いったい、被爆者や戦災者の声がどんなふうに聞こえているというんですか。

72 被爆者代理人 A

審判長。

73 審判長

どうぞ、被爆者代理人。

74 被爆者代理人 A

政府は「非核三原則」を^{基本方針}闡明しているといいますが、具体的にはそのためにどんなことをしているのでしょうか？

75 政府代理人 ~~A~~ B

それは、「つくらない、持たない、持ちこませない」

76 被爆者代理人 C

ということですね。核兵器に対する、わが国の態度というものを国際的にも立場としてはっきりさせておるわけです。歴代首相も、この点につきまして国連などの場で明らかにしております。

では、質問します。国連総会で「核兵器は使わない。核戦争を防止する」という決議がだされた時、政府はこの決議に賛成しましたか、それとも反対しましたか。

77 政府代理人 B

（政府代理人同志、顔を見合わせる。少し間あって）
いふか、いふか

反対しました。

78 被爆者代理人 C

続けて質問します。「現在、核兵器がない国に対し、核兵器を配備することをやめよう」という決議も出されたわけですが、その決議に対しては、いかがでしたか？

79 政府代理人 B

（間） 反対しました。

80 被爆者代理人 C

そうですね。これには四度にわたって反対投票しているんです。被爆者のみならず国民をこんなに馬鹿にした話があるでしょうか。

81 被爆者代理人 B

そんなことをくりかえしていたら平和を求めるどんな国からも信用されなくなってしまうんじゃないですか？被爆者の苦しみをきくどころか、まるっきり背をむけるのと同じじゃないですか。

82 被爆者代理人 A

エンタープライズやミッドウェーが日本に入港した時も、核を積んでいることは、常識とまで言われているのに政府は確めもしなかった。それで、よく「持ちこませない」なんて言えますね。

83 政府代理人 B

その持ち込みの件に関しては、安保条約で明確なように「事前協議」の対象になるわけでして、その申し入れがアメリカ側からなかったのですから、核兵器の持ち込

みもなかったと考えております。

84 被爆者代理人 A

それじゃ、核兵器はどこへおいてくるんですか？
どこかに要塞でもあるんですか。太平洋のどこかに置いてくるんですか。

85 政府代理人 A

(苦笑) さあ、それは、私どもの関知するところではございませんので……。

86 被爆者代理人 AB

現に政府は日本に核兵器が持ち込まれているのか否か自ら確かめようとしてもないだけでなく、核兵器が日本に持ち込まれているのか否かを国民が知ろうとすることまで禁止しようとしているではありませんか。

87 政府代理人 B

異議あり！ 何をもってそのようなことを言われるのかまったく理解できません。

88 被爆者代理人 B

それではお聞きます。

国会で、「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する

法律案」なるものが継続審議になっているのは御存知です
ね。通称「国家機密法案」

89 政府代理人 B

存じております。それがどうしたというのですか？

90 被爆者代理人 ~~BC~~ A

この法律案によると、例えば、新聞記者が日本の横田
基地に核兵器があるといった事実を新聞に公表したよう
な場合、死刑に処されることがありうるのではないで
すか？

91 政府代理人 A

ちょっとまって下さい。あの法律案はスパイを取り締
るための法律であって、新聞、テレビといった報道機
関を、どうのこうのという法律ではないと聞いております。

92 被爆者代理人 ~~BCA~~

そうではないでしょう。この法律案では、外国に通報
する目的で国家機密を外国に通報した者は、無期ないし
三年以上の懲役に処する。又、それにより、我が国の安
全を著しく害する危険を生じさせた場合は、死刑又は無

期懲役に処するとされておりますね

93 政府代理人 A

そのようですね。

94 被爆者代理人 ~~CA~~

この外国に通報するとは、法律案提出者の方では、外
国の知りえる状態に置くことで足りると解釈されている
ようです。それによると、新聞報道をするということ
は、外国が知り得る状態になることが当然なので、結局
先程の場合などは、真に国民の知りたい事実を報道した
新聞記者などが、最重刑の死刑という厳罰で処罰される
ことになってしまうのではないですか。

95 政府代理人 A

そのような仮定の質問にはお答えできません。

政府は、とにかく「非核三原則」を守り、平和を堅持
してまいります。

96 被爆者代理人 ~~CA~~

それではお聞きしますが、
意味がわかりませんね。日本政府は、貫き貫き「核は
日本の安全にとって必要だ」ということも言っているで

97 政府代理人 A

はありませんか。

しかしですね、現実というのは、そう理想どおりにすすむものではないんですよ。

今、ソ連は極東の兵力を次第に増強しており、核ミサイル SS 20 を日本に向けて設置しております。

このソ連の脅威に対して、日本の安全を保つためには、アメリカの核のカサで守ってもらわざるを得ません。ソ連の核とアメリカの核のバランスを保つことによつてのみ、日本の安全が保たれるのです。

98 被爆者代理人 C

核兵器の脅かし合いで安全が保てるとはとんでもない間違いです。それこそ、いまこの地球上に五万発もの核弾頭が存在している現実を無視しています。

アメリカとソ連はお互に不信感を抱いているため、相手方より優位に立たなければ、バランスは保たれないと考えています。結局それは際限のない核軍拡競争じゃありませんか。核の軍拡競争を宇宙にまで拡げようとして

99 被爆者代理人 B

いるではありませんか。

東京の横田や神奈川の座間には核攻撃指令基地があります。核戦争が起これば、まっ先に絶好の標的とされます。そして、私たちは再び三たびヒロシマ・ナガサキの何十倍もの被害を受けます。さらに、その後に訪れる核の冬によって、人類は滅亡することになるでしょう。

100 被爆者代理人 A

審判長、この法廷に、お隣りの市川市に住んでおられる核問題評論家の前田哲男先生が出廷しておられます。前田先生は、『核の時代の問題意識』という本を出され、また最近、中国で「米ソ抗争の四〇年とアジア平和の条件」という核問題の講演をされています。

ここで、前田先生の証言をお願いいたします。を証人として申請いたします。

前田先生、証言台へどうぞ。

101 審判長
102 証人

前田哲男の証言 (二五分)

能派
全人類
的ヒューマニズム
作
物
し
が
シ

108 審判長
107 政府代理人A
106 審判長

これで、審理をすべて終りました。
別にありません。

政府代理人	た	方	引	ち	す	定	の	定	審	私
府	い	と	き	に	核	の	で	L	な	た
代	と	一	つ	爆	歴	こ	戦	国	き	で
理	思	緒	ぐ	者	史	の	争	家	な	す
人	い	に	た	た	か	要	を	補	い	L
	ま	力	め	ち	ら	求	拒	償	不	こ
	す	を	に	は	与	を	否	に	可	の
最	合			え	実	す	基	分	ニ	し
後	り	こ	子	ら	現	る	づ	9	つ	て
に	せ	の	い	れ	さ	権	く	関	の	7
何	て	法	も	た	せ	利	援	係	要	被
か		延	た	使	る	L	護	に	求	爆
述	こ	に	ち	命	こ	の	法	あ	は	者
べ	の	参	に	な	と	土	制	り		援
た	使	加	平	の	が	台	定	ま	切	護
い	命	さ	和	で		を	が	す	り	法
こ	を	れ	な	す	被	築		離	の	な
と	達	た	世	爆	く	国	戦	す	即	
あ	成	皆	界	者	の	民	争	こ	時	核
り	し	様	を	た	で	の	否	と	制	兵

105 被爆者代理人A
104 審判長

反	来	す	は	7	わ	平	た			し	方	
し	の	る		日	れ	和	お	は	ま	ま	か	そ
ま	世	悲	7	本	ら	を	そ	い	ず	す	ら	れ
す	代	哀	わ	国	の	愛	る				最	で
	を	を	れ	憲	守	す	べ	本	被		後	は
	救	人	ら	法	全	る	き	日	爆		に	
	う	類	の	L	と	諸	核	の	者		述	こ
	L	に	一	に	生	回	兵	こ	代		べ	れ
	こ	与	生	違	存	民	審	の	理		た	で
	と	え	の	反	を	の	は	法	人		い	審
	を	た	う	し	保	公		延			こ	理
	誓	戦	ち	ま	持	正	そ	で			と	を
	争	ニ	す	し	と	の	明				が	終
	た	9	度		よ	信	存	ら			あ	了
	国	惨	ま	ま	う	義	在	か			れ	し
	連	害	で	た	と	に	自	に			ば	ま
	憲	か	言		決	信	体	な				す
	章	ら	語	核	意	頼	が	り			お	が
	に		に	矢	し	し		ま			聞	
	違	将	絶	審	た	て	7	し			き	双

これで審理をすべて終了いたします。
判決言渡しまで、暫く休廷いたします。

(審判長、審判員退場、双方代理人起立、続いて双方代理人退場)